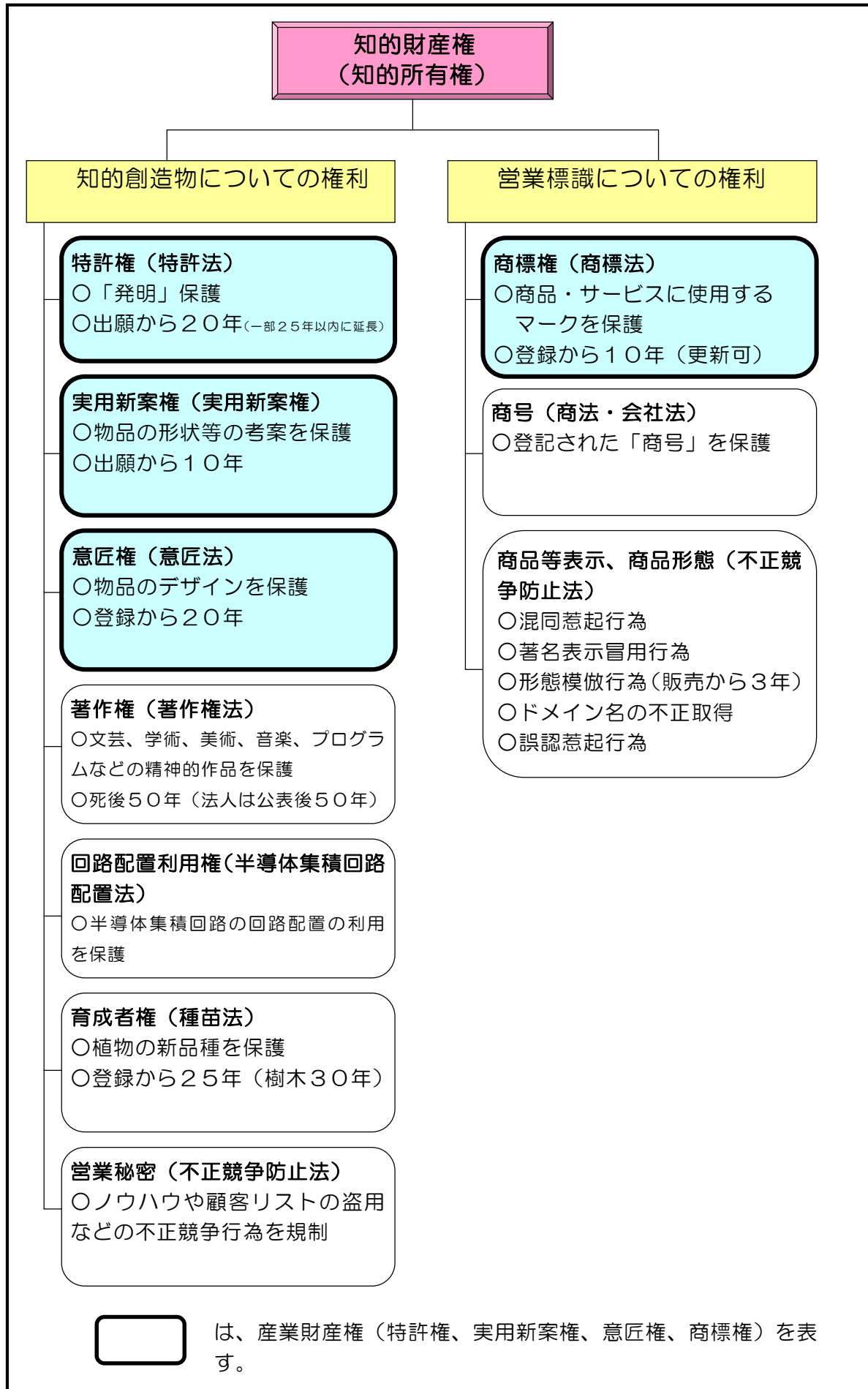


# 参考資料

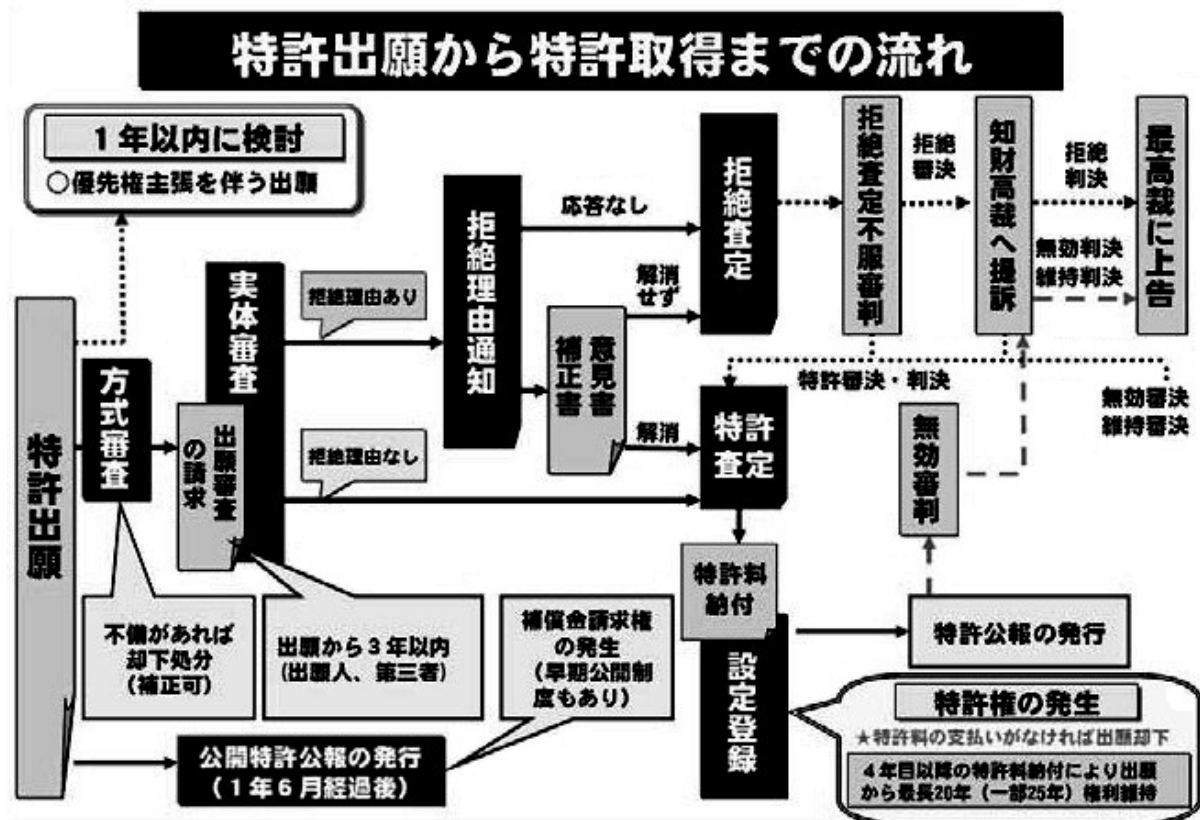
## 知的財産権の種類



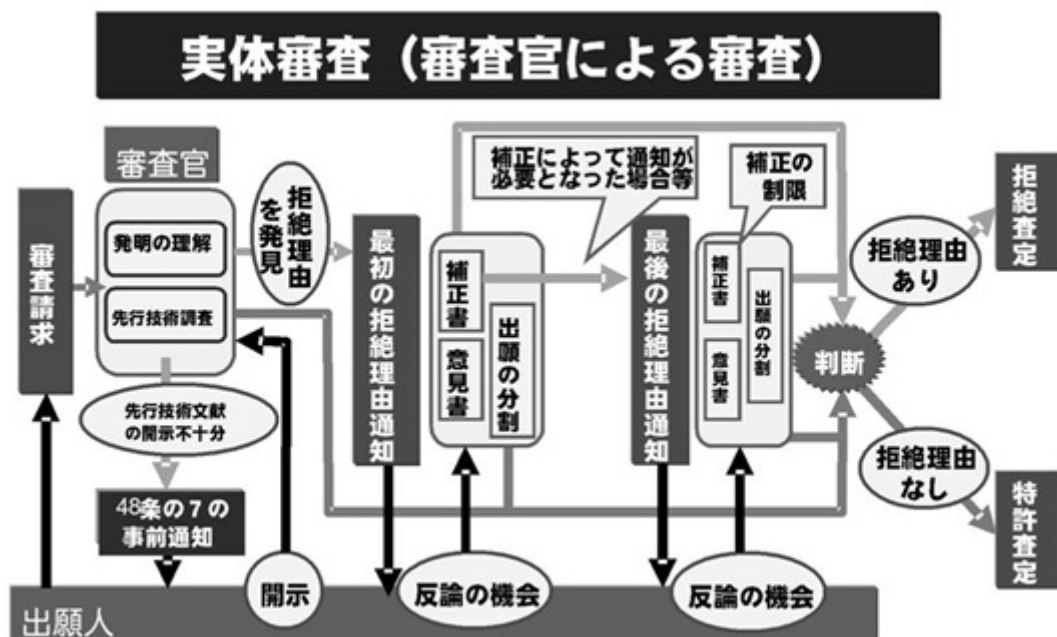
## 産業財産権の例



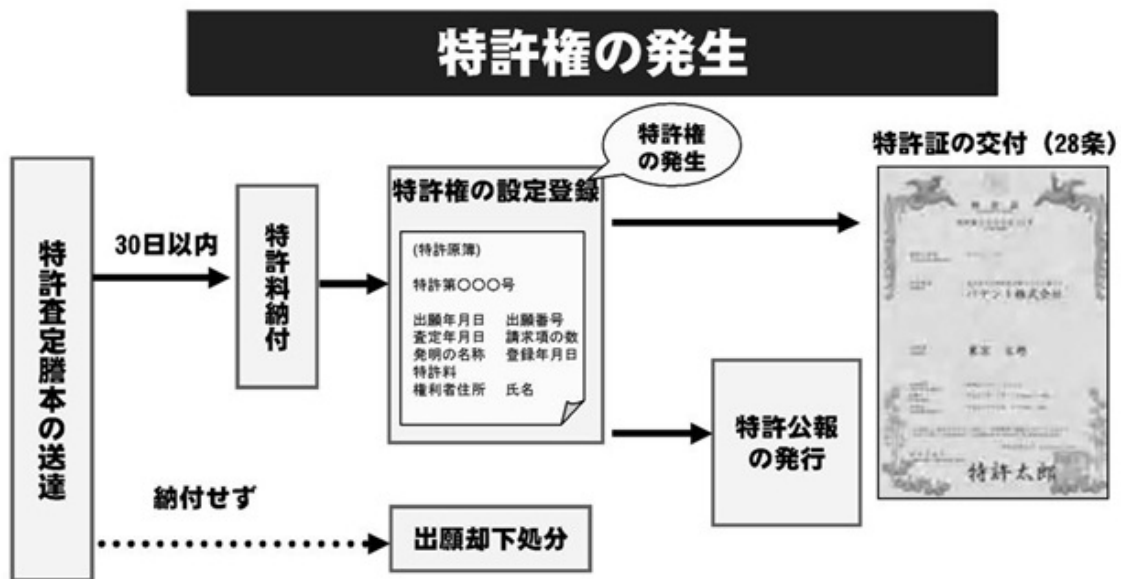
出典：特許庁主催 平成 24 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト  
『知的財産権制度入門』



※特許権審査のファーストアクション期間（出願審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間）は、平均 25.9 ヶ月（平成 23 年）です。（出典：特許行政年次報告書 2012 年版（特許庁））

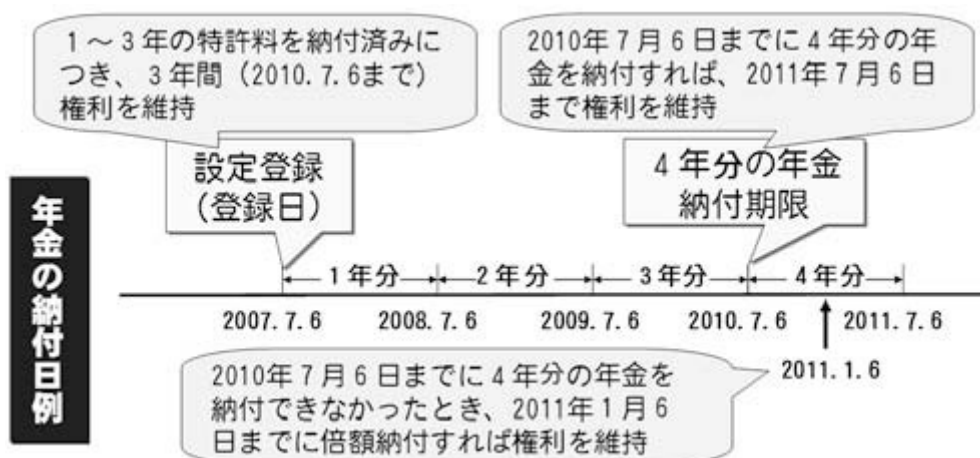


出典：特許庁主催 平成 24 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト『知的財産権制度入門』



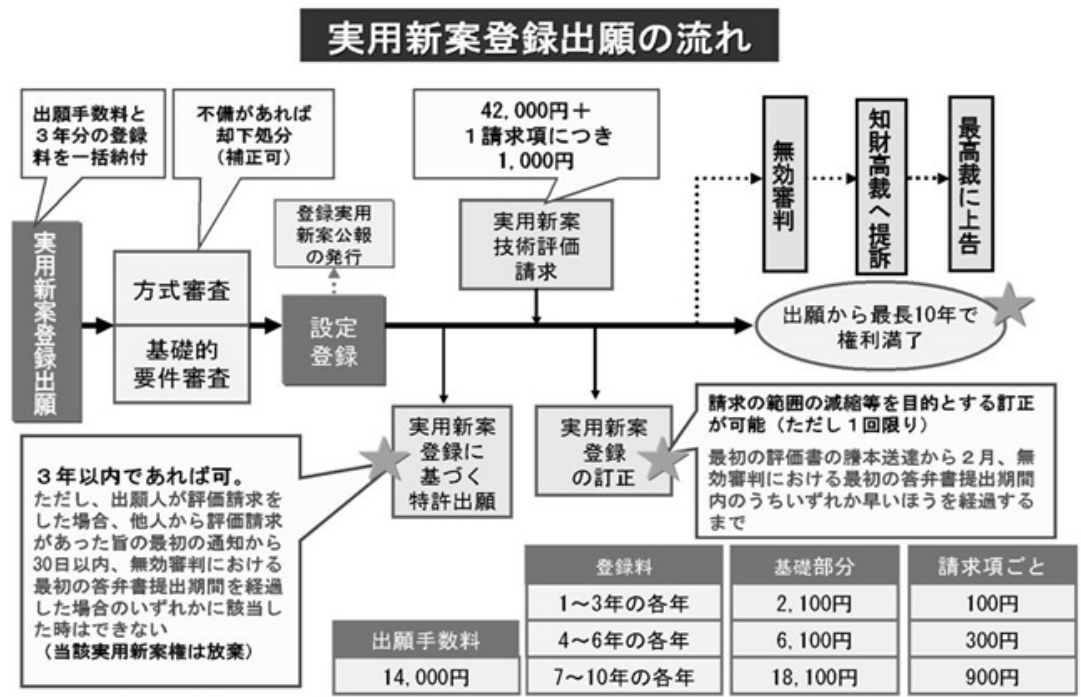
出典：特許庁主催 平成 24 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト  
『知的財産権制度入門』

- 権利を発生させるためには、特許査定の謄本が特許出願人に送達されてから 30 日以内に、第 1 年から第 3 年までの特許料を一括して納付する必要があります。（第 1 年から第 3 年までの特許料について、期間内に納付することができないときには、30 日以内に限り、納付期間の延長を申請することができます。）
- 第 1 年から第 3 年までの特許料が納付されると、特許権の設定登録がなされ、この登録により特許権が発生します。特許権の存続期間は、出願から最長 20 年（一部例外あり）ですが、第 4 年以後も権利を維持するためには、当該年度に入る前までに次の年の特許料（一般的に「年金」といいます。）を納付しなければなりません。（納付期限内に年金の納付がなかったときは権利が消滅しますが、納付期限を過ぎてしまった場合でも、6 月以内であればその特許料と同額の割増特許料を納付すれば、引き続き権利を維持することができます。）



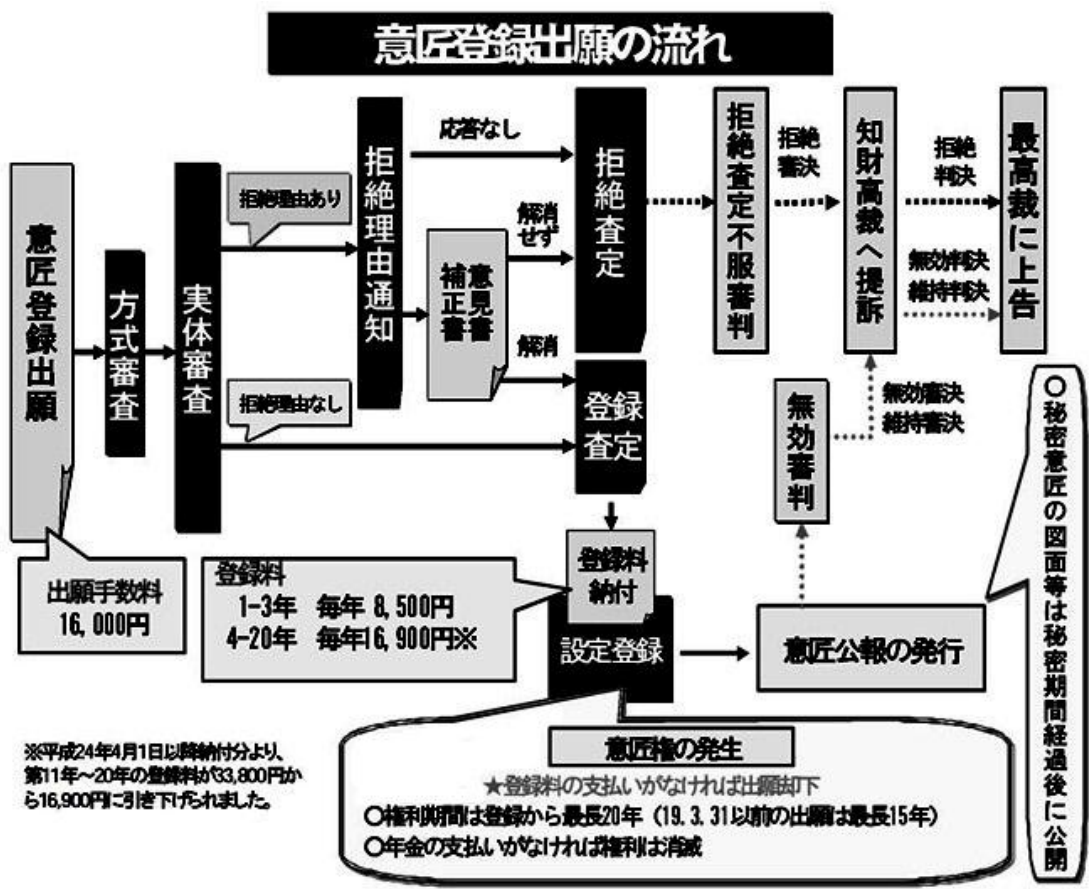
出典：特許庁主催 平成 24 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト  
『知的財産権制度入門』

産業財産権取得までの流れ【実用新案権】

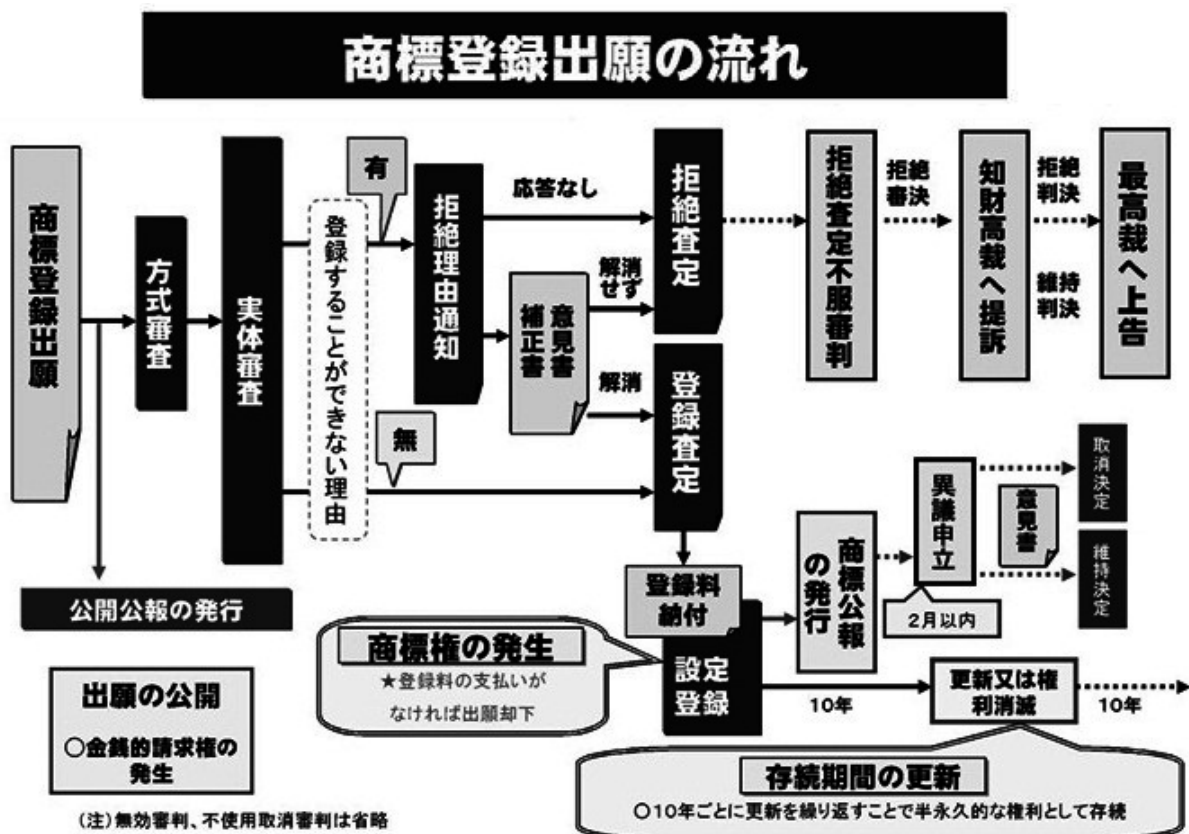


出典：特許庁主催 平成 24 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト『知的財産権制度入門』

産業財産権取得までの流れ【意匠権】



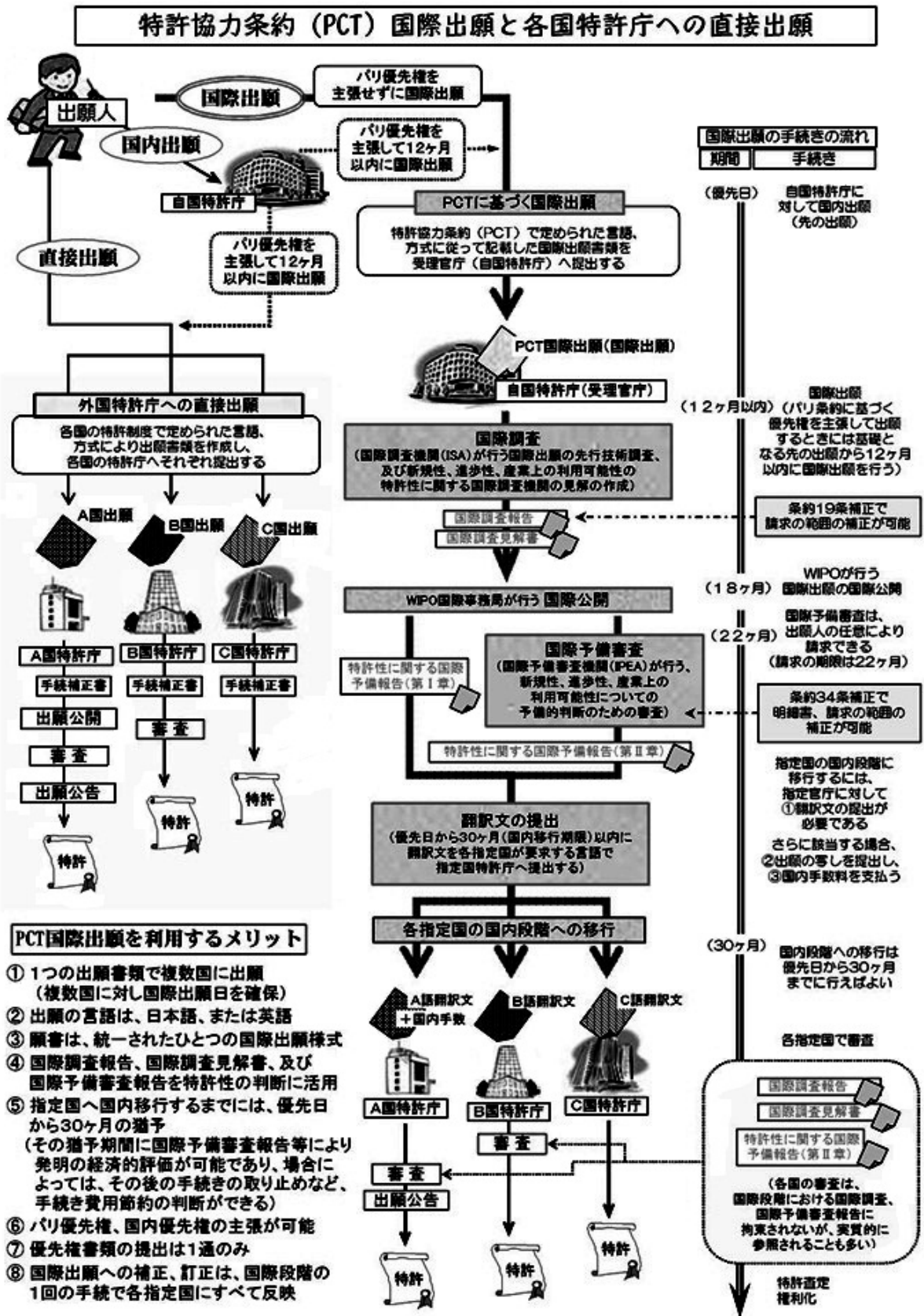
出典：特許庁主催 平成 24 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト『知的財産権制度入門』



出典：特許庁主催 平成 24 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト  
『知的財産権制度入門』

※意匠権・商標権審査のファーストアクション期間（出願から、審査官による審査結果の最初の通知（主に登録査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間）は、意匠権は平均 6.6 ヶ月・商標権は平均 4.8 ヶ月（平成 23 年）です。（出典：特許行政年次報告書 2012 年版（特許庁））

国際出願の流れ【特許権】

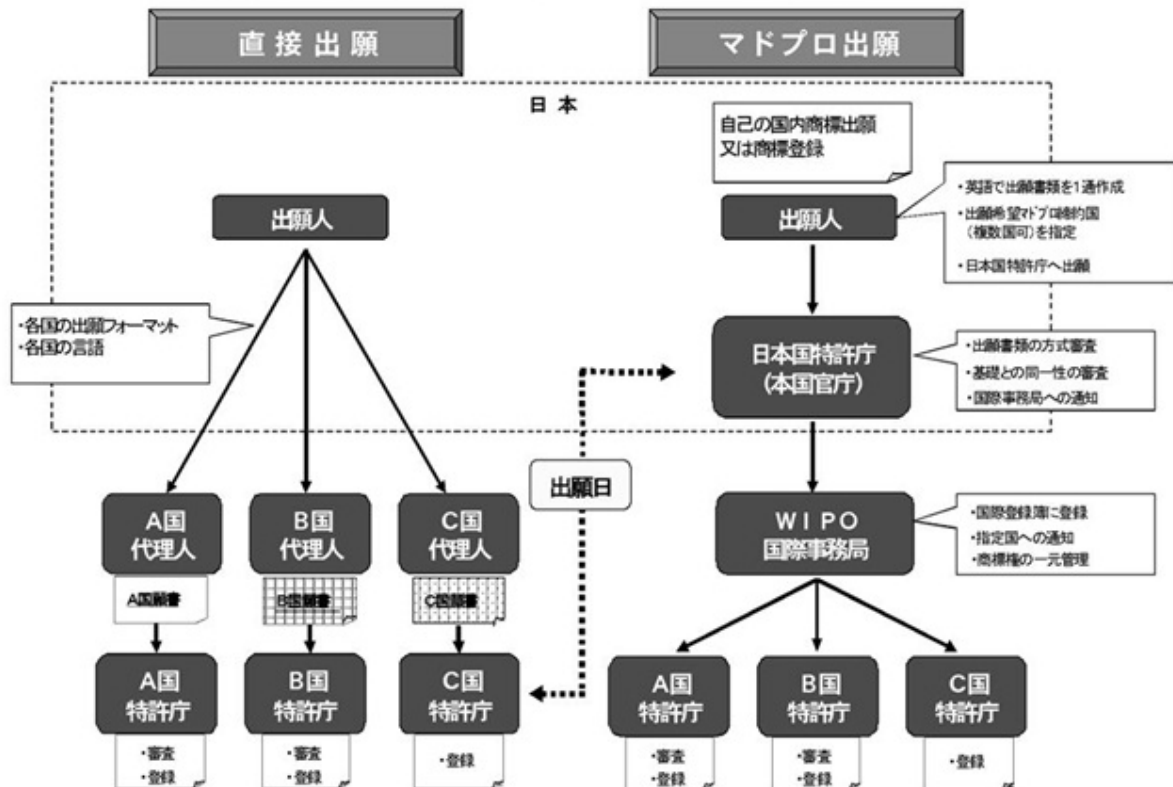


出典：特許庁主催 平成24年度知的財産権制度説明会 (初心者向け) テキスト『知的財産権制度入門』

## 国際出願の流れ【商標権】

海外において商標権を取得するには、主に以下の2つの方法があります。

- ①権利を取得したい国の特許庁（海外の特許庁）へ、各国ごとに直接出願する方法
- ②マドリッド協定議定書（以下「マドプロ」といいます。）に基づき本国官庁（日本国特許庁）を経由して、複数の国に一括して登録手続する方法



マドプロ制度では、出願人はマドプロ締約国（本国：日本）における自己の国内商標出願又は商標登録に基づき、権利取得を希望するマドプロ締約国（指定国）を指定し、日本国特許庁（本国官庁）を通じてWIPO国際事務局（以下「国際事務局」といいます。）に国際登録出願することにより、国際事務局の国際登録簿に登録され、その後国際事務局から各指定締約国への通知、各指定国での実体審査等を経て商標の保護が確保されることとなります。2012年4月現在、マドプロの加盟国は84ヶ国で、主な加盟国はアジアでは中国、韓国、欧米では米国、欧州共同体等があります。

出典：特許庁主催 平成24年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト  
『知的財産権制度入門』



# 産業財産権関係料金一覧

(平成24年4月1日現在) 特許庁



平成24年4月1日時点の主要料金です。

※その他の手続に必要な料金は、特許庁ホームページ<<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>>の産業財産権関係料金一覧でお確かめください。

※弁理士に産業財産権に関する出願等の手続を委任する場合には、別途手数料等が必要になります。

出典：産業財産権関係料金一覧（特許庁）

## 審査請求料・特許料の減免制度

減免制度は、特許権を取得・維持するために必要となる手数料等のうち、「審査請求料」と「特許料」について、一定の要件を満たす場合に特許庁に納付する金額が減免される制度です。

### 審査請求料・特許料の減免措置

対象	措置内容	対象	措置内容
個人	審査請求料 : 免除 特許料 (1~3年分) : 免除 (4~10年分) : 半額減免	研究開発型 中小企業	審査請求料 : 半額減免 特許料 (1~10年分) : 半額減免
法人 (非親会社法人等)	審査請求料 : 半額減免 特許料 (1~10年分) : 半額減免	大学等、大学 等の研究者	
国	免除 (すべての料金)	大学等 承認TLO	
国立試験研究 機関認定TLO		試験研究 独立行政法人	
		公認試験 研究機関	
		試験研究地方 独立行政法人	
		試験研究 独立行政法人 認定TLO	

※料金減免制度の詳細な内容、手続、申請書類の様式等について

<<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>>

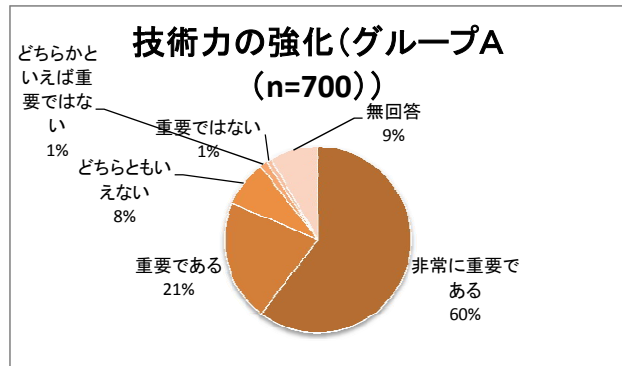
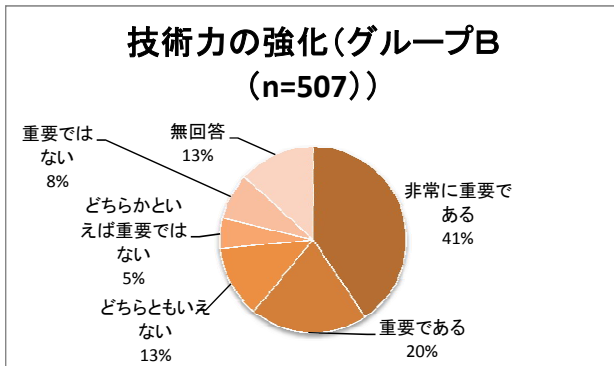
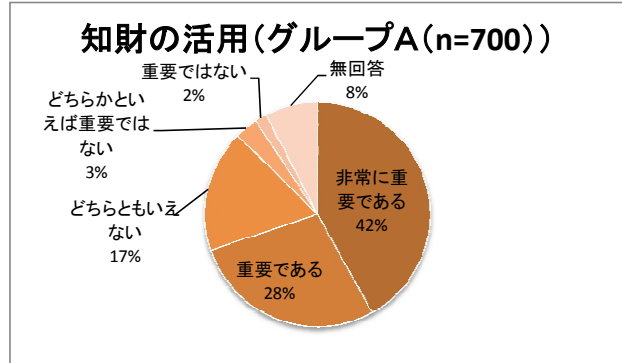
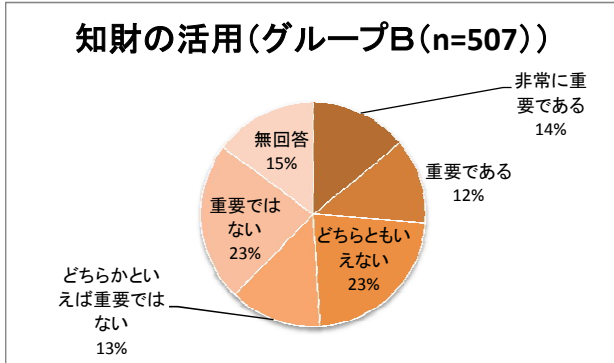
# 経済産業省関東経済産業局「平成23年度広域関東圏における中小企業の知財活用調査報告書」

※工業振興課において、出典である標記報告書に記載されたデータを基に一部加工

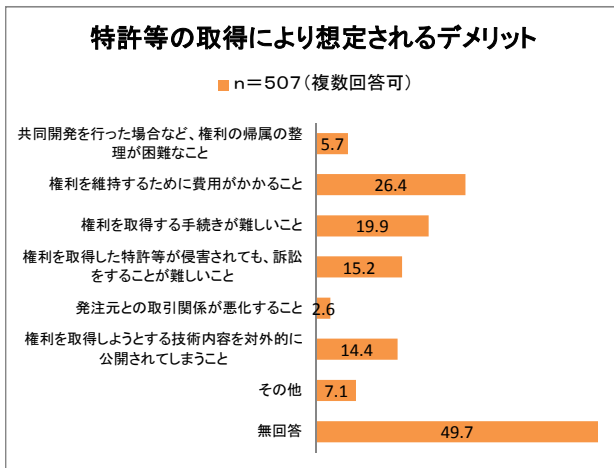
## 【調査対象】

- ①特許出願の経験がある企業(グループA:有効回答件数700件)
- ②特許出願の経験がないと思われる企業(グループB:有効回答件数507件)

経営上の重要な課題について、グループBでは「知財の活用」を挙げる企業は少ないものの、「技術力の強化」を挙げる企業は多く、特に特許出願経験がない企業において、知的財産の持つ本来の価値が浸透していないことが示唆される。



特許等のデメリットとして、主に「費用負担」「手続きの煩雑さ」が挙げられており、その面での施策を検討する必要がある。(グループBのみの調査。)



職務発明に関する社内規定の整備状況は、グループA・グループBともに低い傾向が見られ、こちらに関する施策の必要性も示唆される。

